

相談無料・秘密厳守

労働者、事業主の皆様へ

労働相談のご案内



- 会社が、賃金・残業代を払ってくれない
- 家族の介護のため、会社を辞めざるを得なくなった
- 毎日残業で、遅くまで働いている夫の体が心配
- 上司からのセクハラ、パワハラで精神的にまいっている
- 会社から、突然解雇と言われた
- 会社を辞めたいけど、辞めさせてくれない
- パート・アルバイトには有給休暇はないと言われた
- 無期労働契約への転換ルールを知りたい・・・など

無料!

愛知県では、職場の困りごと、悩みごとなど労働に関するトラブルについて解決をサポートします

「労働相談窓口」は県内8か所に設けています（次頁参照）

 愛知県

◆ 労働相談窓口（専用ダイヤル）

面談等での相談もお受けしています。 ※ 相談費用は無料。秘密は厳守します。

あいち労働総合支援フロア 労働相談コーナー	052-589-1405 FAX: 052-563-7400
相談時間 月～金 9:30～18:00、土 10:00～17:00（日・祝日・年末年始は休みです） ※ 弁護士による労働相談も実施しています〔事前予約制〕	

東三河総局企画調整部産業労働課	0532-55-6010
新城設楽振興事務所 山村振興課	0536-23-6104
尾張県民事務所産業労働課	052-961-8070
海部県民センター 産業労働課	0567-24-6104
知多県民センター 産業労働課	0569-22-4300
西三河県民事務所産業労働課	0564-26-6100
同上 豊田庁舎 豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-6119
相談時間 月～金 9:00～17:30（土・日・祝日・年末年始は休みです）	

知っていますか？ 「労働のルール」

職場における賃金や労働時間、休暇、解雇などの様々な労働条件のトラブル、また、最近では、パワーハラスメントやマタニティハラスメント、ブラック企業などの相談事例もマスコミ等で、よく取り上げられています。

こうしたトラブルを避けるために、事業主も働く皆さんも「労働のルール」を知っておくことが重要です。

「正社員」、「派遣社員」、「契約社員」、「パートタイマー」、「アルバイト」と呼び方は異なっても、労働基準法は原則、働いている全ての人に適用されます。

給料、労働時間、仕事の内容など、会社からあらかじめ示された内容と実際の労働条件が違っていたなどのトラブルがないように、労働基準法では労働契約（雇用通知等）を結ぶ時に労働条件を明示することが義務づけられています。（労働基準法第15条）

また、会社が労働条件を変更しようとする場合、賃金などは、労働者の同意がないのに、労働者に不利益なものに変更することは、労働契約法上、許されません。（労働契約法第9条）

ーよく耳にする「ブラック企業」とは？ー

「ブラック企業」とは、明確な定義はないものの、一般的には、労働者に過酷なノルマや長時間労働、サービス残業を課したり、パワハラ、セクハラなどで精神的・肉体的にも追い詰め、自主退職に追い込むなど、若者を使い捨てにして利益を上げる企業といわれています。

◆ 弁護士による労働相談（事前予約制）

複雑で高度な法的知識や判断が必要な相談には、弁護士、大学教授などの特別相談員による専門的な労働相談を行っております。【事前予約制】

詳しくは、あいち労働総合支援フロア・労働相談コーナー(052)589-1405へお問い合わせください。

◆ 個別労働関係紛争のあっせん

個々の労働者と事業主との間でトラブルが生じて、自主的な解決が困難になったときは、愛知県労働委員会のあっせん制度をご利用ください。

あっせんとは・・・

経験豊かな3名のあっせん員が当事者双方の言い分をお聞きして、合意点を探り、話し合いにより、比較的短期間で、実情にあった解決を図るよう、お手伝いをするもので、利用は無料です。

◇ 手続などの詳しいことは、愛知県労働委員会事務局審査調整課総務・調整グループ(052-954-6833)へお問い合わせください。

◆ 巡回労働相談（事前予約制）

次の場所でも県職員による労働相談を実施しています。事前に電話でご予約ください。

相談場所	所在地	予約電話番号	実施予定日
豊川プリアオ市民相談室	豊川市諏訪 3-133	0533-89-2140	毎月第2木曜日
蒲郡市役所	蒲郡市旭町 17-1	0533-66-1119	毎月第2水曜日
設楽町商工会	設楽町田口字上原 2-6	0536-62-0004	毎月第2木曜日
春日井市役所	春日井市鳥居松町 5-44	0568-85-6620	毎月第1水曜日
犬山市役所	犬山市大字犬山字東畑 36	0568-44-0340	毎月第3水曜日
小牧市役所	小牧市堀の内 3-1	0568-76-1134	毎月第1木曜日
稲沢市役所	稲沢市稲府町 1	0587-32-1332	毎月第2木曜日
尾張旭市役所	尾張旭市東大道町原田 2600-1	0561-76-8132	毎月第3木曜日
豊明市役所	豊明市新田町子持松 1-1	0562-92-8312	毎月第1金曜日
あま市役所本庁舎	あま市木田戌亥 18-1	052-441-7114	毎月第2木曜日
碧南市役所	碧南市松本町 28	0566-41-3311	毎月第1火曜日
刈谷市役所	刈谷市東陽町 1-1	0566-62-1058	毎月第1金曜日
安城市役所	安城市桜町 18-23	0566-71-2235	毎月第2木曜日
西尾市役所	西尾市寄住町下田 22	0563-65-2168	毎月第3火曜日
知立市役所	知立市広見 3-1	0566-83-1111	毎月第3木曜日
高浜市役所	高浜市青木町 4-1-2	0566-52-1111	毎月第2水曜日
みよし市就労支援センター	みよし市三好町湯ノ前 4-5	0561-33-1860	毎月第2火曜日

※ 相談時間は原則午後1時から午後4時まで（祝日・年末年始は休み）です。

※ 都合により、相談日・時間を変更することがありますのでご注意ください。

